

参考資料

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和51年野田市条例第23号）

改 正 案	現 行
(行為の禁止) 第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(5) (略) (6) <u>市長が指定する立入禁止区域</u>に立ち入ること。 (7) <u>市長が指定する場所以外の場所へ車両</u>を乗り入れ、又は<u>留め置く</u>こと。 (8) (略) (9) <u>市長が指定する場所以外で火気を使用すること。</u> (10) <u>前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用を妨げる行為をすること。</u>	(行為の禁止) 第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(5) (略) (6) <u>立入禁止区域</u>に立ち入ること。 (7) <u>指定された場所以外の場所へ車馬</u>を乗り入れ、又は<u>止め置く</u>こと。 (8) (略)